

公 告

四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和7年5月12日

四万十市教育委員会

1 業務の名称

四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務

2 業務概要

(1) 業務の目的

児童が学習用端末で見やすく、分かりやすい副読本を作成することで、地域の歴史、文化、産業等に興味をもたせ、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りをもてる児童の育成を図るとともに、学校における ICT 環境が整備され、GIGA スクール構想に対応していくため、デジタル版の社会科副読本を作成することを目的とする。

なお、更新後の社会科副読本は、製本せずデータで利用することを基本とし、四万十市立小学校においては、学習用端末(ChromeBook)上で閲覧することを前提として作成する。

(2) 業務の仕様

別紙「四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務委託仕様書」のとおり

ただし、契約時における仕様書は、選定された事業者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月25日まで

(4) 納品先

四万十市教育委員会

(5) 提案上限価格

3, 4 2 6, 0 0 0 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※本金額は、プロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

※提案は、提案上限額を超えないものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去3年（令和4年度から令和6年度）以内に本業務と同種又は類似業務について、受注実績があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しな

い者であること。

- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して競争入札参加資格等の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第7号）第2条第2項第5号に規定する者でないこと。
- (5) 次の各号に該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがされている者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがされている者
- (6) 見積額が提案上限価格を超えないこと。

4 参加手続等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当

所管課：高知県四万十市教育委員会 学校教育課（学校教育係）

住所：〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

電話番号：0880-34-5445（直通）

FAX 番号：0880-34-4271

e-mail：shimanto-c@city.shimanto.lg.jp

※上記担当窓口の対応可能時間は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間とする。

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

<http://nyusatsu.city.shimanto.lg.jp/oa-05/index.html>

(3) 参加申込書及び審査書類の提出期限等

ア 提出期限 令和7年5月29日(木)午後5時15分

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) 企画提案書及び参考見積書の提出期限等

ア 提出期限 令和7年6月18日(水)午後5時15分

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

5 審査方法等

(1) 参加資格審査（書類審査）

提出された参加申込書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務公募型プロポーザル審査委員会において、プレゼンテーション及びヒアリング審査により、四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務公募型プロポーザル実施要領に定める評価基準に基づき採点し、受託候補者1者、次点順位者1者を選定する。

6 その他

(1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(2) 参加事業者は四万十市小学校社会科デジタル副読本作成業務公募型プロポーザル実施要領等に定める諸条件に同意したうえで、プロポーザルへの参加を申し込むこと。

(3) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は当該提案者の提案は無効とする。

(4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。